平成２３年（フ）第４１９号
福岡県久留米市野中町14番地４、住民票上の住所佐賀県佐賀市大財４丁目２番17号
債務者　内山　稔浩
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４０号
大分県豊後大野市三重町市場2071番地１ファミール堀203号、申立時の住所佐賀市高木瀬西５丁目３番23号
債務者　出端　　静
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
佐賀県佐賀市北川副町大字光法712番地６
債務者　新郷　昭博
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８号
佐賀県多久市南多久町大字長尾4090番地10
債務者　宮地　昭守
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８号
佐賀県佐賀市材木１丁目５番６号
債務者　椛島ゆかり
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
埼玉県新座市野火止１―16　野火止団地11号棟105号酒井シヅ方、住民票上の住所横浜市青葉区市ケ尾町1168番地１　ＣＡＳＡ　ＵＣ　ＨＩＮＯ　307
債務者　間遠伸一郎
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第２４３号
埼玉県上尾市中妻５丁目８番地１　サニーハイツ中妻309
債務者　一瀬由紀子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８１号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1381番地
債務者　木幡　　弘
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
さいたま市見沼区大和田町２丁目1381番地
債務者　木幡　公子
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第４１７号
埼玉県久喜市久喜東２丁目36番７号
債務者　町田　　昭
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
千葉県柏市高田1295番地
債務者　池羽　信夫
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２４年（フ）第１１２号
兵庫県尼崎市大島１丁目３番10号　メゾンドファミーユ302号、前住所兵庫県尼崎市昭和通６丁目203番地の１　藤和ハイタウン尼崎1106号
債務者　濱名　健一
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第１９９号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目９番14号　ロイヤル武庫之荘コキン203号
債務者　立花多陽美（旧姓横山）
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２０４号
兵庫県尼崎市上ノ島町１丁目34番33号　春日野文化住宅102
債務者　辻浦　鉄男
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２１０号
兵庫県尼崎市梶ケ島６番９号　グリーンランド梶ヶ島303、前住所兵庫県尼崎市下坂部２丁目22番20号
債務者　山崎美恵子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２３号
山口県熊毛郡田布施町大字下田布施2903番地
債務者　田中　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所岩国支部

平成２４年（フ）第２７号
山口県岩国市今津町２丁目16番25号
債務者　足立ひとみ
1　決定年月日時　平成24年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月21日まで
山口地方裁判所岩国支部